

## 新型コロナウイルス感染症に関するQ & A

### ～ こんなときはどうすればいいの？ ～

大学院医歯学総合研究科（医）

医歯学系（医）

令和4年5月30日（令和4年10月26日最終改訂）

新型コロナウイルス感染症に関する行動制限については、教職員は全学からの通知に従ってください。ただし、病院で勤務する教職員については病院のルールが優先されますので、病院のマニュアルや感染管理部の指示に従ってください。

このQ & Aでは、「自分自身が感染者になった」「濃厚接触者になった」時などに、どうすればよいかを整理しました。参考にしてください。

## 教職員の皆さん

### Q 1 濃厚接触者の定義はどうなっているか。

- ・陽性者と「感染の可能性のある期間（※1）」に接触し、「以下の範囲（※2）」に該当する場合です。

※1 感染の可能性のある期間

- 1) 有症状者の場合: 症状が出た日の2日前から療養の解除基準を満たすまで
- 2) 無症状者の場合: 陽性となった検体を採取した日の2日前から療養解除の基準を満たすまで

※2 濃厚接触者の範囲

次のいずれかに該当する場合

- 患者と同居または長時間の接触があった。
  - 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、マスクをきちんと着用せず、陽性者と15分以上の接触があった。
  - 適切な感染防護（マスク着用など）なしに陽性者を診察、看護もしくは介護をした。
  - 患者の気道分泌液もしくは体液等に直接接触した可能性が高い。
- ・濃厚接触者となった場合は、Q2のとおり対応願います。

### Q 2 自身が濃厚接触者となった。

- ・陽性者との最終曝露日を0日として、5日間の出勤停止（特別休暇）となります。ただし、7日間が経過するまでは重症化リスクの高い方との接触や、感染リスクの高い場所の利用、会食は行わないでください。
- ・最終曝露日から7日間の健康チェック票を記録し提出する必要がありますので、総務課庶務係（025-227-2003）までご連絡ください。
- ・同居する家族が陽性となった場合の最終曝露日の考え方は国の基準と同様で、「感染者の発症日か、家庭内での感染対策（※1）開始日の遅い方」です。

※1 「家庭内での感染対策」は、マスク着用や手洗い、消毒など基本的な範囲でよく、感染者の隔離など厳しい対策は求めていません。

- ・同居家族（同居人）が陽性者の場合を除き、自宅待機2日目、3日目に抗原検査をし、陰性を確認することにより、3日目から出勤可能とすることもできます。ご希望される場合は、総務課庶務係（025-227-2003）までご連絡ください。抗原検査キットを用意します。ただし、熱、咳、咽頭痛、などの症状がある場合は、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。検査をしない場合は、症状がないことを確認して6日目から通学可能です。
- ・同居家族（同居人）が陽性者の場合は、5日間の自宅待機とし、抗原検査キットによる待機期間の短縮は行いません。5日間の自宅待機が

終了したのち、「症状が無いこと」、かつ、6日目に抗原検査キットで検査をし、「陰性であること」を確認することにより、出勤可能とします。この時点で症状がある場合は、受診をしてください。この場合の抗原検査キットも医学科が用意しますので、総務課庶務係（025-227-2003）に請求してください。

6日目に抗原検査ができない場合は、7日目以降に抗原検査を実施してください。陰性及び症状がないことを確認して、当該日から出勤可能とします。

- ・ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。

([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html))

なお、感染拡大防止のため、濃厚接触者となってから購入しにいかないでください（事前に購入しているか、知人に置配を依頼する）。

- ・感染した同居家族（同居人）が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算します（それまでの自宅待機期間はリセットされます）。

**Q 3 同居家族（同居人）の濃厚接触者として自宅待機していたところ、別の同居家族（同居人）が新たに陽性となった。**

- ・別の同居家族（同居人）が陽性となった場合は、改めてその発症日（当該別の同居家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算します（それまでの自宅待機期間はリセットされます）。

**Q 4 同居する家族が濃厚接触者となった。出勤可能か。**

- ・家族が「陽性」もしくは「有症状」とならない限り、大学としては出勤可能です。ただし、部署の判断で、必要な期間休ませることも可能です（特別休暇：理由欄に「新型コロナウイルス濃厚接触の可能性があるため」と記載）。

**Q 5 自身に風邪様症状がでた。出勤可能か。**

- ・症状が治まるまで出勤停止（特別休暇）です。医療機関を受診してください。症状の原因が「新型コロナウイルス感染症」ではないと診断された場合、解熱剤を服用せずに解熱後24時間が経過し、かつ症状が軽減すれば出勤可能です。
- ・現在の症状が軽く、重症化リスクが高くない（妊娠、喫煙、肥満、基礎疾患がなく65歳未満）方の場合は、医療機関を受診せずに、新潟県に抗原検査キットを請求することも可能です。新潟県から配布されたキットの検査結果が陽性の場合、県の陽性者登録センターに登録す

ることで、医療機関を受診せずに確定診断を受けることができます（令和4年9月30日まで）。なお、陰性の場合、改めて医療機関を受診して、医師の診断をうける必要があります。

- ・陰性の場合、7日間もしくは症状が消失した時点まで健康チェック票の記録が必要となります。

**Q 6 同居する家族に風邪様症状がでた。出勤可能か。**

- ・症状が治まるまで出勤停止（特別休暇）です。必要に応じて、かかりつけ医を受診させてください。PCR検査、抗原検査を受けた場合は、結果がでるまで出勤停止（特別休暇）です。

**Q 7 自身がPCR検査または抗原検査を受けることとなった（ワクチン・検査パッケージ制度等で自発的に実施する場合を除く）。**

- ・結果がでるまで出勤停止です。

**Q 8 自身が陽性となった。**

- ・隔離期間は、保健所の指示（※1）に従ってください。その期間は、特別休暇になります。なお、隔離期間中に同居人が陽性となっても、隔離期間は延長されません。
- ・大学本部への報告（検査受診と濃厚接触者のリスト）が必要になりますので、総務課庶務係（025-227-2003）に連絡願います。
- ・濃厚接触者を自身で特定し、当該者への連絡が必要となります。連絡内容などは総務課庶務係に連絡いただいた際にお伝えします。
- ・隔離解除後7日間、健康チェック票に記録をして、特別休暇簿と一緒に総務課庶務係に提出願います。

※1 保健所から隔離期間の指示がない場合は、以下の国の基準に従ってください。

- 1) 有症状の場合：症状が出た日を0日として、7日間経過し、かつ症状軽快後24時間経過した時点で療養終了。「症状軽快」は解熱剤を使用せずに解熱しており、呼吸器症状が改善傾向である場合をいう。ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。
- 2) 無症状の場合：検査のために検体を採取した日を0日として、7日間無症状で経過した場合は、7日目までが療養期間。療養期間中に発症した場合は、それまでの療養期間がリセットされ、発症日を0日として1)有症状の場合の療養期間に従う。

なお、無症状で経過して、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から出勤可能とします。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、感染予防行動の徹底をお願いします。

療養期間の短縮をご希望の場合は検査キットを送付しますので、総務課庶務係（025-227-2003）に連絡をお願いします。ご自身で事前に用意した抗原検査キットを使用する場合は、必ず厚生労働省に承認された体外診断用医薬品を用いてください。承認された抗原検査キットの一覧は厚生労働省 HP で確認願います。（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_11331.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11331.html)）

**Q 9 子供が陽性、濃厚接触、または学級閉鎖などで通学できない。世話のために休むことができるか。**

- ・必要な期間、特別休暇を取得することが可能です。理由欄に「新型コロナウイルス感染症濃厚接触者となった子の世話のため（小学●年生）」などと記載してください。

**Q10 新潟県外への移動について**

- ・周囲の感染状況を確認の上、その必要性を慎重に判断し、往来の必要がある場合は、マスクの着用等基本的な感染防止対策を行ってください。
- ・移動後1週間の健康観察に心がけてください。必要に応じて、健康チェック票などの提出を求める場合があります。

**Q11 海外渡航について**

- ・現在、本学では「海外渡航の強い自粛」が要請されています。
  - ・国際学会発表等、公務については「海外渡航許可申請書」により部局長の許可を得た場合に可能とします。条件は以下のとおりです。海外渡航を希望される場合は、総務課庶務係（025-227-2003）まで連絡願います。
    - 1) 現地での感染による滞在期間延長のリスクに備え、業務の調整、日程変更可能な航空券の準備等をしておくこと
    - 2) 現地で医療が必要になる場合に備えて、海外旅行保険に加入すること
  - ・その他、やむを得ない事情で私事による渡航が必要な場合は、総務課庶務係（025-227-2003）まで連絡願います。個別に部局長と相談します。
  - ・帰国後3日間程度は健康管理に気を配り、必要に応じて自宅待機期間（\*）をとることや、できるだけ人との接触を避けた行動をとってください。特に、期間内（帰国後3日間程度）に本学学生及び教職員と接触する機会が想定される場合は、自身による抗原定性検査キット等の検査の実施を推奨します。
- \*自宅待機期間をとる場合、「在宅勤務」または「特別休暇」を取得可能

**Q12 医学科建屋への外部業者等の立ち入りについて**

- ・以下の条件に限り，外部業者等の立ち入りが可能です。
  - 1) 対面での面会が必要である（オンライン等では代替できない）。
  - 2) 外部業者等に，発熱，風邪様症状，味覚・嗅覚障害などがない。  
1週間以内に感染リスクの高い行動（イベント参加，マスク無しで会食など）がない。
  - 3) 教職員とアポイントメントがある（出待ちは禁止）。
  - 4) 基本的な感染対策を実施の上，短時間・最少人数の面会とする。